

【感染症情報】 ソロモン諸島における新型コロナウイルスに係る水際措置に対する注意喚起（その１０）

（ポイント）

ソロモン諸島政府は２０２０年３月２２日より外国人のソロモン諸島入国を原則許可しない旨の水際措置（渡航勧告№４）を発表しており、同年３月２５日より非常事態宣言を国内に発出しています。昨３月２４日にディビット・ヴナギ総督により期限を迎える非常事態宣言の７日間の延長が宣言されました。右宣言後、数日以内に国会で、今後の非常事態宣言の具体的な延長期間等について決議される予定です。引き続き既存のソロモン諸島入国の水際措置は継続される見込みです。

ソロモン諸島では現在、コロナ感染症にかかる水際措置と非常事態宣言を受け、ソロモン諸島人以外の入国を原則許可しておらず、更にソロモン諸島人帰還のための臨時便以外の国際線フライト(貨物便は除く)を停止している状況です。

また、当国において新型コロナウイルス陽性患者が２０２０年１０月３日に初めて確認され、現在までに合計１８件の陽性者が確認されています。政府によるロックダウンなどの措置は実施されておりましたが、今後新たに措置等が決定された場合には、再度お知らせいたします。

在留邦人の皆様におかれましては、手洗いうがいなど感染予防の徹底をはかるとともに、人が密集する閉鎖された場所はなるべく避けるなど、感染予防対策に努めてください。

（御参考：現行措置についての問い合わせ先）

National Health Emergency Operations Centre Ministry of Health and Medical Services

Tel:+677 23650 and 7522202

TOLL FREE: 115

Email: nheoc@moh.gov.sb

■ソロモン諸島政府新型コロナウイルス関連サイト

（Solomon Islands Government：新型コロナウイルス専用ページ）

<https://solomons.gov.sb/ministry-of-health-medical-services/essential-services/learn-about-coronavirus/>

（Solomon Islands Prime Minister Press Secretariat フェイスブックページ：演説のライブ配

信など)

<https://www.facebook.com/opmcpres/>

(Solomon Airline H P : 臨時便情報など)

<https://www.flysolomons.com/plan/travel-advice>

(ソロモン諸島の PCR 検査の実施について : 過去の当館領事メール)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=107986>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願い致します。

URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

■ 「たびレジ」(3 か月未満の渡航の方)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

■ 在留届 (3 か月以上滞在される方)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>

■ スマートフォン用 海外安全アプリ

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

(連絡先)

在ソロモン日本国大使館

EMBASSY OF JAPAN IN SOLOMON ISLANDS

P.O.Box 560, Honiara, Solomon Islands

Tel: +677-22953 Fax: +677-21006

※緊急時の専用電話 : (国番号) 677-7494469, 7494466

E-mail: japan-embassy-solomon@sm.mofa.go.jp

H P : https://www.sb.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html